

高知県環境負荷軽減促進事業費補助金（環境負荷軽減技術実証支援）公募要領

1 事業名

高知県環境負荷軽減促進事業費補助金（環境負荷軽減技術実証支援）

2 事業の趣旨及び目的

県は、持続可能な食料システムの構築に向け、化学農薬の使用量低減や温室効果ガスの排出量削減等の環境負荷軽減活動を実践する農業者等の技術の導入及び環境負荷軽減に資する実証等に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助する。

3 補助対象者

高知県内に本店又は事業所を有する民間企業、2戸以上の農業者の組織する団体、公社等

(注) 1 国のみどりの食料システム戦略推進交付金における「グリーンな栽培体系への転換サポート」を利用できない者

2 農業者においては、高知県環境負荷低減事業活動実施計画認定を取得すること

4 補助対象経費

化学合成農薬の使用量低減や再生可能エネルギーの有効活用等の環境負荷軽減に資する新技術や先進技術の実証

・実証に必要な機器設備等の導入に要する経費

5 補助金交付限度額

5,000 千円（補助対象限度額：10,000 千円）

6 補助率

2分の1以内

7 応募申請書の提出

(1) 高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）別記第1号様式を、下記の募集期間中に環境農業推進課宛に提出してください。添付書類は以下のとおりです。

- ・事業計画（交付要綱第12号様式）
- ・各事業内容の事業費の積算内訳
- ・課題名、目的、実証・調査の概要等を記載した実証計画書
- ・組織の規約又は法人の定款
- ・年間活動計画
- ・設備等の見積書の写し（必要に応じてパンフレット等）
- ・その他必要資料

(2) 募集期間

- ・受付開始：令和6年4月2日（火）
- ・受付締切：令和6年6月14日（金）（17:00 必着）

(3) 提出先・お問い合わせ先

高知県農業振興部環境農業推進課（担当：清遠、鍋島）

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL：088-821-4545 FAX：088-821-4536

e-mail：160501@ken.pref.kochi.lg.jp

8 審査結果

予算額を超える申請があった場合は、別途定める「高知県環境負荷軽減促進事業費補助金審査委員会設置要領」に基づき設置した審査会において審査のうえ、採択の決定を行います。

9 交付申請

採択の決定を受けた応募者は、交付要綱に基づき、交付申請書を指定する期日までに提出してください。申請書を精査したうえで、交付決定の通知を行います。なお、交付申請書の内容については、審査結果等に基づいて修正していただくことがあります。

10 その他

- ・補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合は、補助金は受け取れません。
- ・実績報告時の審査の結果、補助対象外の経費が判明した場合は、実際に受け取る補助金額が交付決定額から減額になる場合があります。
- ・1回目の募集で予算額に達しない場合は、追加募集をすることがあります。

詳細については高知県農業振興部環境農業推進課のHP掲載の「高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱」をご確認ください。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024022000495/>)